

「除染に関する緊急実施基本方針」等に関する要望書

東京電力福島第一原子力発電所事故は、収束まで長期化することが予想され、同事故により放出された放射性物質による健康や生活環境への影響について、住民の不安が高まっております。

印旛郡市7市2町では、きめの細かい測定を行い、その結果を公表して住民の不安を払拭すべき努力をしてまいりました。

現在、新たに政府が示した「除染に関する緊急実施基本方針」等により、低減対策に取り組み、除染実施に向けて順次作業を進めているところでございます。

しかしながら、除染作業に不可欠な汚染土壌等の仮置場を確保することは極めて困難であり、除染した後の土、枝葉等の処理をどこにするのか苦慮しております。

つきましては、住民の不安を一日も早く解消し、健康と安全・安心な生活環境を確保するため、下記事項について、万全な対策を早急に講じていただきたく、国に働きかけるよう切にお願いいたします。

記

1. 除染において発生する汚染土壌等の保管施設及び処分場を早急に確保するよう国に、働きかけること。
2. 汚染土壌等の保管施設を設置、管理するまでの間、市町が一時保管する施設の設置及び維持管理について、国が経済的、技術的な支援を行うよう国に、働きかけること。
3. 市町が負担し、又は負担することとなる放射線対策費用について、責任を持って全額補償するよう国に、働きかけること。
4. 放射能に関し、国民が正しく理解できるよう直接説明するよう国に、働きかけること。